

本表は、主に令和6年度に改正される指定基準等の内容についての早見表です(注1)。

	改正内容	【資料参照先】 「令和6年度介護報酬改定に おける改定事項について」 ※全体版	定期巡回・随 時対応型訪問 介護看護	夜間対応型 訪問介護	地域密着型 通所介護	☆ 認知症対応型 通所介護	☆ 小規模多機能 型居宅介護	☆ 認知症対応型 共同生活介護	地域密着型 特定施設入居 者生活介護	地域密着型介 護老人福祉施 設入所者生活 介護	ユニット型 地域密着型 介護老人福祉 施設入所者 生活介護	看護小規模 多機能型 居宅介護	居宅介護支援	介護予防支援	注意		
	管理者の兼務範囲の見直し	<全サービス参照先> p.120 <多機能系サービス参照先> p.130	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
	書面揭示規制の見直し (運営規程や重要事項説明書等をウェブサイトに掲載)	p.150	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		経過措置期間:1年 (令和7年4月1日から義務)	
	身体的拘束等の適正化の推進 イ (身体的拘束等の禁止・やむを得ない場合の記録等)	p.52	○	○	○	○	*	*	*	*	*	*	○	○			
	身体的拘束等の適正化の推進 ア (3月に1回以上委員会開催、指針整備、研修実施等)	p.52, 53					○*	*	*	*	*	○*				経過措置期間:1年 (令和7年4月1日から義務) ※ 未実施の場合、減算	
	利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及 び職員の負担軽減に資する方策を検討するため の委員会の設置	p.111					○	○	○	○	○	○				経過措置期間:3年 (令和9年4月1日から義務)	
	生産性向上に先進的に取り組む特定施設に係る 人員配置基準の特例的な柔軟化	p.114, 115							○								
令 和 6 年 度 改 定	新興感染症発生時等の対応を行う医療機関との 連携 (新興感染症発生時の対応を予め第二種協定指定医療 機関と取り決めるよう努める)	p.48						○	○	○	○					協力医療機関が第二種協定指定医療機関の場合 は対応に関する協議の実施が義務	
	協力医療機関との連携体制の構築 (病状等の急変時の対応について予め協力医療機関と 取り決めを行い毎年1回以上見直すよう努める等)	p.34						○	○								
	協力医療機関との連携体制の構築(義務) (病状等の急変時の対応体制を確保できる協力医療機 関を定め、毎年1回以上見直すこと等)	p.34								○	○						経過措置期間:3年 (令和9年4月1日から義務)
	緊急時等における対応方法の定期的な見直しの 義務付け (配置医師及び協力医療機関の協力を得て定め、1年に 1回以上見直す)	p.37								○	○						
	ユニットケア施設管理者研修の受講(努力義務)	p.93									○						

本表は、主に令和6年度に改正される指定基準等の内容についての早見表です(注1)。

改正内容	【資料参照先】 「令和6年度介護報酬改定における改定事項について」 ※全体版	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	夜間対応型訪問介護	地域密着型通所介護	☆ 認知症対応型通所介護	☆ 小規模多機能型居宅介護	☆ 認知症対応型共同生活介護	地域密着型特定施設入居者生活介護	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	ユニット型地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	看護小規模多機能型居宅介護	居宅介護支援	介護予防支援	注意
介護支援専門員1人当たりの取扱件数 (①44件まで/②ケアプランデータ連携システムの利用が事務職員の配置の場合は49件まで)	p.132, 133											○		
公正中立性の確保のための取組の見直し (利用割合等の説明等の努力義務)	p.131											○		
指定居宅サービス事業者等との連携によるモニタリング (要件を満たす場合テレビ電話装置等の活用可)	p.8											○	○	
介護予防支援の円滑な実施 (居宅介護支援事業者による介護予防支援の実施)	p.6,7												○	
令和5年度末で経過措置を終了する事項(注2)	感染症対策の強化 (委員会の開催や指針の整備、研修・訓練の実施など)		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	業務継続に向けた取り組みの強化 (業務継続計画の策定や研修・訓練の実施など)	※減算については、p.49参照	○*	○*	○*	○*	○*	○*	○*	○*	○*	○*	○*	※ 未実施の場合、減算 (注3)のとおり経過措置有
	認知症介護基礎研修の受講の義務付け (無資格の介護従事者に当該研修受講の措置等を講じる)				○	○	○	○	○	○	○	○		
	高齢者虐待防止の推進 (運営規程への記載、虐待発生・再発防止の委員会の開催や指針の整備、研修実施、担当者を定めることなど)	※減算については、p.50参照	○*	○*	○*	○*	○*	○*	○*	○*	○*	○*	○*	○*

☆=介護予防を含む

* = 従前と変更なし(遵守すべき基準であり、経過措置はない)

(注1)本表は早見表です。各改定内容については、厚生労働省の資料等を確認してください。

(注2)「令和5年度末で経過措置を終了する事項」については、参考として掲載しております。詳細は上記(注1)と同様です。

(注3)「業務継続に向けた取り組みの強化」の減算について、次のいずれかの場合は令和7年3月31日まで猶予する。①研修や訓練は未実施だが、業務継続計画(感染症・非常災害の両方)の策定を完了している場合、②訪問系サービス及び居宅介護支援の場合